

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月2日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第19号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1～6 略	附 則 1～6 略 <u>7 条例附則第5項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</u> <u>(1) 新型コロナウイルス感染症（条例附則第5項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又は当該感染症の疑いのある患者（以下「患者等」という。）の救護、患者等の移送（当該移送のための車両において患者等がいる座席と幕等の設備により仕切られた運転手席その他の座席（第3号において「運転手席等」という。）で行う作業を除く。）、患者等に接して行う疫学調査、検体の採取（当該採取を補助する作業を含む。）その他これらに準ずるものとして人事委員会が認める作業</u> <u>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者を療養させるため知事が借り上げた施設の内部における当該患者に対する生活支援、関係機関との連絡調整その他これらに準ずるものとして人事委員会が認める作業</u> <u>(3) 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理（次号に掲げる作業を除く。）、患者等の移送（運転手席等で行う作業に限る。）その他これらに準ずるものとして人事委員会が認める作業</u>

改正前	改正後
	<p>(4) 検体の搬送及び検査の作業</p> <p>8 <u>条例附則第5項の規定により支給する防疫等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号及び第2号の作業 3,000円（患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円）</u></p> <p>(2) <u>前項第3号の作業 2,000円</u></p> <p>(3) <u>前項第4号の作業 290円</u></p> <p>9 <u>同一の日において、第7項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のとときにあっては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）に限り支給する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則附則第7項から第9項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。